

1 町田市住みよい街づくり条例第14条第2項の届出を必要とするルール

(1) 建築物等の用途

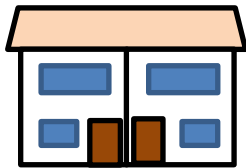
つくし野三丁目で建築できる建築物は、都市計画法で定める第一種低層住居専用地域において建築できるもの（建築基準法別表第二（い）項）のうち、下記の①から⑧になります。
これ以外の建築物は建てることができませんので、ご注意ください。

① 一戸建ての住宅、住戸の数が2戸以下の長屋（※2）及び共同住宅（※3）（以下、「戸建て住宅」とする。）

いわゆる「一戸建ての専用住宅」のほか、以下の住宅を含みます。

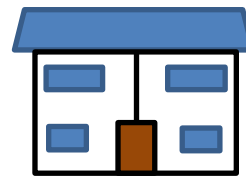
※2 長屋

- ・住戸の境である壁以外に共有する部分がなく、各住戸に直接出入りできる住宅



※3 共同住宅

- ・住戸が、玄関、廊下、階段等を共用する住宅



② 住戸の数が4戸以下の長屋及び共同住宅とし、①を含まない（以下、「集合住宅」とする。）

③ 事務所、日用品販売店舗、食堂又は喫茶店等の用途を兼ねる兼用住宅（※4）で、柳通りに接する敷地に建築されるもの（来客用駐車場を設けることとし、1台当たりの区画は奥行5m以上、間口2.5m以上とする。）

駐車場は、原則として敷地内に設けるものとしますが、敷地の形状その他やむを得ない事情により敷地内に設けることが困難な場合は、隔地駐車場も可能とします。

※4 兼用住宅

- ・延べ面積の1/2以上を居住用とし、かつ、兼用する部分の延べ面積が50㎡未満の住宅

④ 学習塾、華道教室、アトリエ等の用途を兼ねる兼用住宅（※5）

※5 兼用住宅

- ・第一種低層住居専用地域に建築可能な兼用住宅のうち③の用途のもの（事務所、日用品販売店舗、食堂又は喫茶店等）を除く（P.8-9 建築基準法施行令第百三十条の三参照）

⑤ 診療所（※6）（来院者用駐車場を設けることとし、1台当たりの区画は奥行5m以上、間口2.5m以上とする。）

駐車場は、原則として敷地内に設けるものとしますが、敷地の形状その他やむを得ない事情により敷地内に設けることが困難な場合は、隔地駐車場も可能とします。

※6 診療所

- ・入院施設のない医療施設